# 保全ニュース九州

第58号 (2019年11月)

### 【今号の主なTOPICS】

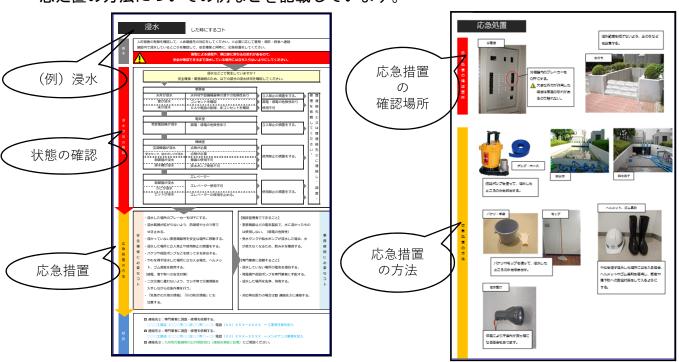
- P1 災害の備えー保全担当者応急処置HBー
- P2 参加ありがとうございました保全連絡会議
- P3 保全担当者からのQ&A

## - 災害への備え『事前の準備は万全ですか?』 -

# 保全担当者のための応急処置ハンドブック

「災害時、施設保全責任者・保全担当者としての対応は…?」「事前の備え…具体的には?」等、災害への備えについて、施設保全責任者等のみなさまからの声を形にしたツール『保全担当者のための応急処置ハンドブック』をご紹介します。

本ハンドブックは、施設における事故・災害の発生直後において、施設保全責任者・保全担当者が、二次被害の発生防止に迅速に対応・業務継続を可能とするためのツールとして『作成例』を情報提供しているものです。官庁施設がもっている機能を発揮できるよう、事故・災害に起因する事象(例:停電や断水など)ごとの一般的な応急処置の方法についての例などを記載しています。



災害への『事前の備え』として、<u>本ハンドブックを施設ごとに「事前に作り込んで</u>おく」ことで「災害時にどのような事が起こるのかの予測」にもつながります。

「現在備えとして何が足りないか」「不足する物、体制の確認」と備えの確認や、いざというときのBCP体制のスムーズな確立等、災害対応の備えに活用ください。

◇保全担当者のための応急処置ハンドブック(Excel)

http://www.gsr.mlit.go.jp/n-tatemono/hozen.html (九州地方整備局営繕部HP)

ーご参加ありがとうございましたー

# 令和元年度 地区保全連絡会議 開催しました

今年度も九州内6地区で保全連絡会議を開催しました。国家機関の施設保全責任者等のみなさまに多数ご参加頂き、また会場アンケートへのご協力もありがとうございました。今後の会議運営、保全業務の情報提供等に役立てます。また、どの会場でも会議の保全相談コーナーも大盛況でした。アンケートや相談の中で、他の施設保全責任者等みなさんにも参考となる情報をご紹介します。

# - 会議後のご質問やご意見 -

ご参加、ご質問 ありがとうございました!

- ◇災害時の点検資料について、より具体的なコツ等、資料など教えて欲しい
- ⇒資料「保全担当者のための応急処置ハンドブック」を本紙P1でご紹介します。 また具体施設の個別相談も可能です。P4公共相談窓口までご連絡下さい。
- ◇初心者向けに用語の一覧があるとわかりやすいと思う

九州地方整備局 言葉の意味

検索

⇒保全でよく使われる用語をまとめたホームページをご紹介します。 「言葉の意味」(九州地方整備局営繕部HP)

http://www.gsr.mlit.go.jp/n-tatemono/hozen word.html

- ◇保全台帳についての説明があるとありがたい
- ⇒保全台帳とは『法定点検結果、国交省告示に基づく「支障がない状態の確認」結果の記録』『修繕履歴等を記録』する台帳のことです。P3で解説します。
- ◇配管、換気扇の清掃の外部委託を検討しているが、必要性、清掃の頻度など教え て欲しい。(保全箇所、その推奨年度を知りたい)
  - ⇒「建基法」で建築物の所有者等は常時適切な状態に維持、「官公法」で適正に 保全しなければならない、「保全基準」で支障が無い状態に保全されているも のとあり、配管、換気扇の清掃は適正な保全(適切な状態の維持確保、危険回 避など安全性の確保)のためにも必要な保守の一部です。P4で解説します。
- ◇会議出席前に事前質問などを受け付けて欲しかった
  - ⇒会議案内文書や本紙で、事前質問の受付についてご案内していました(ご提出頂いた出席票内に記入欄を掲載) 今後より分かり易いご案内に努めます。なお保全に関するご質問等は会議時だけでなく、公共相談窓口もどうぞご利用ください。

# 保全担当者からのQ&A -R1 地区連絡会議 編-

### Q1:保全台帳とは?

「国家機関の建築物等の保全に関する基準の実施に係る要領※1」の

- 「3. 保全業務内容の記録」より
  - 施設保全責任者は、<u>保全台帳</u>を備え、<u>建築物等の概要</u>、<u>点検結果、確認結果</u>、 修繕履歴等必要な事項を記載し、又は記録する。
  - 保全台帳の様式※2は、別に定めるものを参考とする。 とされています。

また「保全台帳」は各省各庁が策定する、インフラ長寿命化計画の個別施設計画 (個別施設毎の長寿命化を図るためのメンテナンスサイクルを実施する計画)の一部です。

## Q2:支障がない状態の確認

「支障がない状態の確認」とは 各省各庁の長(が定めた施設保全 責任者)が保全の基準(※1の基 準)に該当しているかを確認する ことを言います。業務委託等によ り確認を行う場合、その結果の記 録を確認、また保全基準と同等の 方法で実施した「法令点検」 ※4 の記録がある場合、当該記録を もって確認に換えることが可能。



「支障がない状態の確認」パンフレットの「チェックリスト」 (一般的な事務庁舎の確認にご活用ください) http://www.mlit.go.jp/common/001282277.pdf(国土交通省大臣官房官庁営繕部HP)

『確認の結果、支障があると認められた場合、補修等の必要な措置が必要です』

※1:国家機関の建築物等の保全の現況(関係法令等)に掲載(地区連絡会議で配布済) http://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild\_tk3\_000005.htm(国土交通省大臣官房官庁営繕部HP)

※2:上記※1または下記URL(Excel)に掲載。

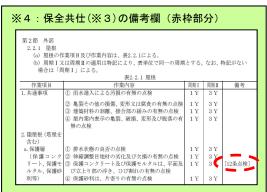
http://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild\_tk3\_000002.html (国土交通省大臣官房官庁営繕部HP)
上記Excelの他、BIMMS-Nで記録する機能も有ります。

(グローバルメニュー「施設維持管理」内「点検記録情報管理」「修繕履歴情報管理」)

※3:保全業務共通仕様書

https://www.mlit.go.jp/common/001253512.pdf (国土交通省大臣官房官庁営繕部HP)

※4:「保全基準と同等方法」の法令点検について 該当する点検項目は※3の「第2編定期点検等及び 保守」の各点検項目、備考欄に「[12条点検]と記載していま す。[12条点検]は※3内1.1.3より基準法12条、官公法 12条点検のことを示します。



### Q3:建築設備(配管、換気扇)の清掃について頻度はどれくらい?

建築設備の清掃(保守)については、「美感度の維持・向上」というより、 「機能・安全性の確保」が目的となります。

建築設備の清掃(保守)の「部位(部分)」「頻度」は、まず、各機器メーカーの 推奨を確認してください。新築等の建築設備設置時に、施設管理者へ引き渡しされて いる取扱説明書などに記載がある「(例)お手入れのしかた」等を参考に、清掃範囲 頻度を決定してみてください。またその後、法令点検・支障が無い状態の確認の結果 を参考に、どの部分をどれぐらいの頻度で行うか、個々の施設毎に適切な清掃実施内 容を調整することが重要と考えます。このように必要頻度は施設の規模や建築設備の 種類や性能、施設の運用状況により異なることが考えられます。

例えば…

中央監視制御装置が無い建築物で、換気扇(天井扇)の清掃頻度を決定するには

- ①機器の取扱説明書を確認し、清掃が必要な部分、頻度を確認する。
- (例:清掃部分は天井面のグリル・換気扇、清掃頻度は3ヶ月に1回)
- ②法令点検(年1回の定期点検)・支障がない状態の確認結果を基に、頻度の調整が必要かどうか判断する。
- (例:現状問題無。清掃追加は必要なさそう。清掃を年2回に頻度を減)
- ③翌年の点検・確認時に清掃必要性を確認し、清掃頻度を現状維持とするか、回数増減をするなど頻度を調整する。
  - (例:現状問題なし。現状維持とする、または年1回とする)
- ④運用中、換気状態が悪い、異音がするなど、清掃頻度が少ないために機能が発揮出来ていない、故障の原因となっているなど、適切な状態でない(支障が認められる状態)の事象があれば再度頻度を調整する…などが考えられます。

なお、建築設備のうち、機器取り外し・分解を行いながら点検・確認を実施する場合、清掃を含めた保守を合わせて行うことが合理的なケースが有ります。『保全業務共通仕様書(定期点検及び保守、運転監視及び日常点検・保守)』も合わせてご確認下さい。

「保全業務共通仕様書」(国土交通省大臣官房官庁営繕部HP)

https://www.mlit.go.jp/common/001253512.pdf

#### 公共建築相談窓口

#### 《 総合相談 》

営繕部計画課 TEL 092-476-3535

#### 《熊本・大分県の保全担当》

熊本営繕事務所 技術課 TEL 096-355-6122 〒860-0047 熊本市西区春日2-10-1

#### 《福岡・佐賀・長崎県の保全担当》

営繕部保全指導·監督室 TEL 092-476-3539

#### 《宮崎・鹿児島県の保全担当》

鹿児島営繕事務所 技術課 TEL 099-222-5188 〒892-0812 鹿児島市浜町2番5-1号

編集事務局

九州地方整備局営繕部 調整課 TEL 092-476-3537 FAX 092-476-3486 〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2-10-7 E-メールアト・レス gsr-tatemono-hozen@mlit.go.jp